

月形町義務教育学校基本設計業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要領

目 次

第 1	業務概要	1
1	目的	1
2	業務内容	1
3	プロポーザル実施方法	1
4	参加資格の要件	1
第 2	審査及び参加表明	2
1	スケジュール	2
2	審査方法	2
3	参加表明の要件	3
4	参加表明手続き	3
5	技術提案書の要請（一次審査）	4
第 3	技術提案書（二次審査）	5
1	提出方法	5
2	質疑応答	5
3	審査及び評価基準	6
4	受託候補者	6
第 4	その他	7
1	契約	7
2	業務上の注意	8
3	欠格事項	8

第1 業務概要

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、月形小学校と月形中学校が統合した9年制の一体型義務教育学校の整備（新築）に伴う基本設計業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する設計者を広く募集し、最も適切な設計者を選定することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名 月形町義務教育学校基本設計業務委託
- (2) 業務仕様
 - ア 基本設計 別紙「基本設計業務仕様書」のとおり
 - イ 敷地測量 別紙「敷地測量業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月25日
- (4) 予算規模 40,365,000円以内（消費税含む。）

3 プロポーザル実施方法

- (1) 実施方法の公告
 - ア 公告方法 月形町役場掲示場及び月形町公式ホームページによる。
 - イ 公告年月日 令和5年4月3日(月)
- (2) プロポーザルの中止等
 - ア 緊急等やむを得ない理由などにより、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
 - イ 中止等のお知らせは、月形町公式ホームページに掲載する。
 - ウ 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を月形町に請求することはできない。
- (3) 担当部署
月形町教育委員会学務係
〒061-0514 樺戸郡月形町字知来乙264番地2
電話：0126-53-3443 FAX：0126-37-2136

4 参加資格の要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 道内に本・支店等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）の事業所を有すること。
- (2) 建築士法第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っている単体企業であること。
- (3) 公募の日において、月形町競争入札参加資格関係事務処理要綱第4条に規定する競争入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、月形町競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱第2条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続

開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(7) 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。

(8) 月形町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号から第6号に掲げる暴力団等でないこと。

(9) 他の参加希望者との間に資本関係（親会社と子会社等）や人的関係（取締役が同一等）がないものであること。

また、参加希望者の協力事務所（参加希望者の業務の一部を委任され、又は請け負う事務所をいう。）としてプロポーザルに参加する者でないこと。

(10) 平成19年4月1日以降、北海道内の国又は地方公共団体が発注する小学校、中学校（小中一貫校を含む）、義務教育学校若しくは高等学校のうち、施工中又は完成した施設の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とする。

第2 審査及び参加表明

1 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施に関する公告	令和5年4月3日（月）
参加表明書質問受付期間	令和5年4月3日（月）～令和5年4月5日（水）
参加表明書質問回答日	令和5年4月10日（月）
参加表明書受付期間	令和5年4月11日（火）～令和5年4月14日（金）
一次審査結果の通知 （技術提案書提出要請）	令和5年4月18日（火）までに発送
技術提案書質問受付	一次審査結果の通知のあった日～令和5年4月21日（金）
技術提案書質問回答日	令和5年4月25日（火）
技術提案書受付期間	令和5年5月1日（月）～令和5年5月9日（火）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年5月15日（月）
二次審査結果の通知	令和5年5月23日（火）までに発送
二次審査結果の公表	令和5年5月下旬予定
契約締結予定時期	令和5年6月上旬予定

※ スケジュールは変更する場合がある。

2 審査方法

本プロポーザルの審査は、月形町義務教育学校基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会による一次審査及び二次審査の2段階により行う。なお、審査については、別紙「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する公募型プロポ

「一ザル評価要領」により行い、両審査とも非公表とする。

ア 一次審査

参加表明書等の提出書類に基づき書面審査を行い、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定する。

イ 二次審査

一次審査に通過した5者程度から提出された技術提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

3 参加表明の要件

参加表明の提出に当たっては、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

(1) 技術者の配置

ア 技術者を次のとおり配置し、それぞれ兼任しないこと。

また、管理技術者及び主任担当技術者は、第1の4の(10)に関する業務を完了した実績を有する者であること（前職での実績を含む。）。

区分	条件	業務内容	配置人数	
管理技術者	一級建築士の資格を有した後、5年以上の実務経験を有すること。	「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第16条に規定する管理技術者	1名	
主任担当技術者	建築総合	一級建築士の資格を有した後、5年以上の実務経験を有すること。	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号ロ(1)及び第2号ロ(1)の表中(1)総合	1名
	建築構造	構造設計一級建築士又は一級建築士であること。	同上(2)構造	1名
	電気設備	設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士であること。	同上(3)設備(i)電気設備	1名
	機械設備	設備設計一級建築士、建築設備士又は一級建築士であること。	同上(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等	1名

注1) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

イ 配置する技術者は、道内本・支店等の事業所に所属していること。

ウ 配置する技術者は、参加表明する組織に所属しており、3か月以上の雇用関係を有していること。

(2) 再委託

ア 主たる業務分である建築総合については再委託しないこと。

イ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

4 参加表明手続き

参加希望者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 参加表明書等の提出

- ア 提出書類
- ① 参加表明書（様式1）
 - ② 会社概要書（様式2）
 - ③ 業務実績書（様式3-1、3-2）
 - ④ 業務実施体制表（様式4）
 - ⑤ 配置予定技術者調書（様式5）
 - ⑥ 協力事務所の名称等（様式6）
- イ 提出期限 令和5年4月11日（火）から令和5年4月14日（金）午後5時必着
- ウ 提出先 月形町教育委員会学務係
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）
- オ 提出部数 3部（正本1部、正本の写し2部とする。）
- カ その他
- ① 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
 - ② 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、令和5年4月14日（金）午後5時までに、辞退届（様式②）を提出すること。

(2) 質疑応答

参加表明に関する質問は、参加表明書等に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 受付方法

質問書（様式①）を添付し、Eメールにより送信すること。

E-mail : gakumu@town.tsukigata.hokkaido.jp

※ 件名を「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する質問」とすること。

※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

- イ 受付期間 令和5年4月3日（月）から令和5年4月5日（水）正午まで
- ウ 回答方法 月形町公式ホームページにより回答する。
- エ 回答期限 令和5年4月10日（月）

5 技術提案書の要請（一次審査）

(1) 技術提案書の提出を要請する者（以下「技術提案者」という。）の選考は、第1の4に定める「参加資格の要件」及び第2の3に定める「参加表明の要件」を満たすか確認を行い、「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領」により、参加表明書等の提出書類に基づき書面審査を行い、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 審査結果は、令和5年4月18日（火）までに全ての参加希望者へ次に掲げる事項を記載した「一次審査結果通知書」を発送する。

- ア 技術提案者にあつては、ヒアリングの実施を要請する旨、ヒアリング実施日時及び実施場所
- イ 技術提案者とならなかった者にあつては、要請にいたらなかった旨

(3) 技術提案書の提出の要請にいたらない理由の説明要求

技術提案者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意とするが、住所、会社名、代表者氏名を記入し押印のこと。）により町長に対し説明を求めることができる。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

- ア 要求期限 (2) による通知をした日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は同日必着とする。）
- イ 要求先 月形町教育委員会学務係
- ウ 要求方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）
- エ 回 答 書面による要求を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

第3 技術提案書（二次審査）

1 提出方法

技術提案者に選定された者は、次に掲げる書類（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 提出書類
- ア 技術提案書（様式7）
 - イ 取組姿勢及び実施体制（様式8）
 - ウ 特定テーマに対する技術提案（様式9-1、-2、-3）
 - エ 参考見積書（様式10）
- (2) 提案内容 別紙「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル技術提案書作成要領」のとおり
- (3) 提出期限 令和5年5月1日（月）から令和5年5月9日（火）午後5時必着
- (4) 提出先 月形町教育委員会学務係
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）
- (6) 提出部数 10部（正本1部、正本の写し9部とする。）
- (7) その他
- ① 技術提案書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
 - ② 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、令和5年5月9日（火）午後5時までに、辞退届（様式②）を提出すること。

2 質疑応答

技術提案に関する質問は、技術提案書等に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付方法 質問書（様式①）を添付し、Eメールにより送信すること。
E-mail : gakumu@town.tsukigata.hokkaido.jp
※ 件名を「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する質問」とすること。
※ 電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- (2) 受付期間 一次審査結果の通知のあった日から令和5年4月21日（金）正午まで

(3) 回答方法 月形町公式ホームページにより回答する。

(4) 回答期限 令和5年4月25日(火)

3 審査及び評価基準

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、第2の5によるヒアリングの実施要請を行った者を対象に、技術提案書に係るヒアリングを次のとおり行う。参加表明書等の提出があった事業者が1者であっても、ヒアリングの実施要請を行ったときは、ヒアリングを行うものとする。

ア 実施方法の概要

- ① プレゼンテーションは技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された技術提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。
- ③ プレゼンテーションでのパソコンの使用は可能とするが、映写する資料については、②に定めたとおりとする。
また、使用するパソコン（接続コードを含む。）は技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。（プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。）
- ④ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を合わせて4名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。
- ⑤ 欠席した場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑥ ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とし、別途通知する。

イ 実施日及び場所

- ① 実施日 令和5年5月15日(月)
 - ② 場 所 権戸郡月形町1219番地 月形町役場 2F 大会議室
- ※ ヒアリング開始時間及び控室等は技術提案者に対して別途通知する。
- ※ 実施日時及び場所、実施方法等に変更が生じた場合は、技術提案者に対して電子メールにより通知するほか、月形町公式ホームページに掲載する。

(2) 技術提案書等の評価基準

技術提案書等の記載事項から「月形町義務教育学校基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領」に基づき、審査及び評価を行う。

4 受託候補者

(1) 特定方法

審査委員会は、一次審査及び二次審査における各審査委員の評価点を合計し、一次審査の評価点30%と二次審査の評価点70%を合算した評価点により、評価点合計が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

なお、評価点合計が最も高い者が複数いる場合又は、評価点合計が最も高い提案と最上位と評

価した委員数が最も多い提案が異なる場合、その他審査委員会が必要と認める場合は、委員の択一投票により順位を決定する。ただし、択一投票の結果が同数となった場合は委員長が決する。

(2) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定したときは、速やかにヒアリング実施者全員に対し、次の事項を通知及び公表するものとする。

ア 結果の通知 令和5年5月23日（火）までに発送

イ 公表内容

① 公表事項

- ・ 受託候補者の名称
- ・ 受託候補者の項目別評価点
- ・ 受託候補者の特定理由
- ・ 審査委員の氏名

② 非公表事項

- ・ 委員会及びヒアリング等審査の議事録
- ・ 各審査委員の採点結果
- ・ 受託候補者以外の技術提案者の名称及び評価点

ウ 公表方法 月形町公式ホームページによる。

(3) 受託候補者とならない理由の説明要求

受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意とするが、住所、会社名、代表者氏名を記入し押印のこと。）により町長に対し説明を求めることができる。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

ア 要求期限 (2)による通知をした日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は同日必着とする。）

イ 要求先 月形町教育委員会学務係

ウ 要求方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）

エ 回答 書面による要求を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

第4 その他

1 契約

(1) 契約の締結

ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。なお、技術提案時と比較し、見積額が異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、受託予定者との間で協議が不調となった場合は、次点者を相手方として交渉する場合がある。

イ 契約保証金は免除する。

ウ 契約書の作成を要する。

(2) 委託金額の支払条件

予算見込額は次のとおりとし、支払額は予算の範囲内で別途定める。

委託料40,365,000円（消費税を含む。）

委託料には、旅費、宿泊費等の経費一切を含む（敷地測量を含む）。

(3) 発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されない。

2 業務上の注意

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

(2) 提出書類の作成及び提出並びに二次審査の参加費用は、参加希望者及び技術提案者の負担とする。

(3) 説明会及び現地を見学する機会は特に設けないものとする。なお、参加希望者が、現地を見学又は調査する場合には、地権者、近隣居住者等へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

(4) 提出された書類等の取扱い

ア 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

イ 提出された書類等は、返還しない。

ウ 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。

エ 町は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された書類等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

オ 町は、参加希望者及び技術提案者から提出された書類について、月形町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

(5) 設計業務を受託した者及びその者と資本及び人事等において関連を有すると認められる製造業者及び建設業者は、本件に関する建設工事を請け負うことができないものとする。

3 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本要領等で示された提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合